

基本目標1 お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます (認めあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価 (H29)				施策視点評価			
		社協	市	事業名	事業内容	進捗状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定
1 相互理解の推進	(1)	■	住民人権学習	各自治会で開催される住民人権学習を支援するため、住民人権学習推進員研修会等の開催や学習教材・資料の提供を行なう。	A	○	住民人権学習の実施率は高いが、参加者の減少、参加者の固定化などの課題がある。住民人権学習が効果的に実施されるよう、研修会の内容や資料の充実を図る。	○	充実	○	〔人権啓発センター〕住民人権学習及び人権啓発事業は、様々な人権課題について学び、人権意識を高める機会となっている。第2次丹波市人権施策基本方針に基づき、人権課題の解決に向けた人権啓発事業を実施する。
		■	人権啓発事業	市民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会、丹の里人権のつどい、人権パネル展、人権啓発ラジオ放送等を実施する。	A	○	人権講演会やパネル展示等は、人権についての正しい理解と人権意識を高める機会となっている。人権文化が息づいた丹波市の実現に向け、人権教育と一体的に進める。	○	充実		
	(2)	■	障害者週間	(主旨)障がい者の理解を深めるための啓発事業の実施 (概要)障害者週間の期間中に市内商業施設前で市、関係事業所共同で障がい者理解のチラシ等配布及び庁舎に懸垂幕を掲示 (対象)一般市民 (根拠)障害者基本法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者総合支援条例	A	○	啓発物品(自主製パンフレット)を市内商業施設等で配布し、障がいへの理解について啓発を図ることができた。	○	継続	○	〔障がい福祉課〕障害者週間での啓発や出前講座(9団体)において、障がい理解に取り組んだ。今後も継続した取り組みが必要である。
		■	「障がい」のことを知る出前講座	(趣旨)障がい者の理解を深めるための講座開催 (概要)社会福祉士や精神保健福祉士を派遣し、障害のある人の暮らしや支援について考える (対象)自治会、職場等 (根拠)障害者基本法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者総合支援条例	A	○	9団体において出前講座を実施し、障がいへの理解について啓発を図ることができた。	○	継続		
	(3)	■	広報発行・HP運営	(概要)年6回、奇数月に広報「ふくしほっと通信」を発行する。その他「ふくしほっとガイド」の発行(1回)、HP・FB運営 (対象)市内全世帯に配布	A	○	広報紙は年間6回の発行を維持し、地域における取組や社協以外の福祉情報の提供を強化していく。ホームページは平成30年度のリニューアルに向けアクセスされやすい構成等を考えていく。	○	充実	○	〔社協〕紙媒体を引き続き充実したものにするとともに、インターネットによる情報提供を充実させて行く必要がある。
	(4)	■	ボランティアまつり開催経費の助成	(主旨)ボランティア活動への理解を広げる (概要)年1回各支部ごとに開催する経費の一部を助成 (対象)丹波市ボランティア協会支部	A	○	平成29年度はすべての支部において実施された。共同募金配分金を活用した。	○	継続	○	〔社協〕行事やイベントを通じて地域交流が図れ、ボランティア人口が増えるよう啓発の支援を行っているが、開催のあり方について協議していく必要がある。
		■	ちゃれんじスペース運営	基本目標2-5-6と重複 ★削除							
	(5)	■	ふれあいいきいきサロン活動支援	(概要)サロン開催の相談や助言、レクリエーション用具、ビデオの貸し出しの他、活動費の助成 サロンボランティアへの研修 (対象)市民 (根拠)ふれあいいきいきサロン助成事業実施要綱	A	◎	いきいき百歳体操の普及も一つの要因として、平成29年度は新規開設が19件、合計206カ所となった。助成支援だけでなく、サロンボランティア交流会の開催による意見交換、ボランティア講師の派遣調整、レク用具の貸出しや運営助言を実施した。また、ボランティアの担い手づくりのため傾聴ボランティア養成講座を開催し、サロンを活動の場として必要とされる場所につなげた。	◎	充実	○	〔社協〕新規開設されるサロンがある反面、ボランティアが高齢化し、休止されるサロンも出てきている。より負担の少ない運営方式で集いの場ができるよう、情報提供や意見交換を行っていく。サロンで夏休みの学生・児童との交流やボランティアまつりへの参加方法を考える。
		■	サマーボランティア体験	(概要)夏休みの期間中に、学校を通じ児童・生徒たちにボランティア体験をする機会を提供 (対象)市内の小中高校生	A	○	支所ならではの事業として定着。長期休暇を利用した福祉学習の場として、高校生、小学生の一定の参加がある。	○	継続		
		■	介護者のつどい	(概要)介護者がお互いの悩みを話し合ったり、リフレッシュするためのもの (対象)在宅で介護をされている方 【H28未実施、H29～廃止】							
■		ボランティアまつり開催経費の助成	(主旨)ボランティア活動への理解を広げる (概要)年1回各支部ごとに開催する経費の一部を助成 (対象)丹波市ボランティア協会支部	A	○	高齢化によるボランティア減少のマイナス要因はあるが、6地域で開催できている。	○	継続			
(6)	■	認知症サポーター養成講座	自治会や職域及び学校等の依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣し、認知症の正しい理解と地域で支えるための講座を行う	B	○	各団体・地域の要望に応じ、養成講座を開催し、認知症に対する理解を深めることができた。	○	継続	○	〔介護保険課〕平成29年3月末で延べ10,000人を超え「認知症は病気である」と正しい理解者が増えた。今後は、講座内容等について検討する必要がある。	
2 福祉教育の推進	(7)	■	福祉教育推進会議	(概要)市内の小・中学校の先生を対象とした福祉学習への支援(実技・講演等)を行う (対象)市内小・中学校福祉学習担当教諭	A	○	学校関係者にとっては、毎年担当が変わることがあるため、研修はとも良い機会であると思われる。8月21日に28人の参加を得て講演「福祉教育を通じて子どもたちに伝えるべき大切なこと」を聴講していただいた。	○	継続	○	〔社協〕学校や地域での福祉学習は人権を考慮した上で必要であり、あらゆる機会を通じて学生や学校関係者とながかりを持っていく必要がある。幸い、高校ではボランティア部の設置、小中学校でも地域行事等への参加に理解をいただいているため、広い意味での福祉学習、地域学習への参加につながる情報提供を進めたい。
		■	丹波市ファミリーサポートセンター	(概要)子どもを預けたい人、預かる人を登録し、地域で子どもとその家族を支援する 社協に運営委託 (対象)市内の概ね6ヶ月～小学6年生までの子ども (根拠)丹波市ファミリーサポートセンター実施要綱	A	○	アフタースクール利用児童の保護者、認定こども園入園児の保護者などへの、事業周知が必要	○	継続		
		■	サマーボランティア体験	(概要)夏休みの期間中に、学校を通じ児童・生徒たちにボランティア体験をする機会を提供 (対象)市内の小中高校生	A	○	支所ならではの事業として定着。長期休暇を利用した福祉学習の場として、高校生、小学生の一定の参加がある。	○	継続		
		■	アフタースクール	(概要)放課後、仕事の都合などで保護者が不在の児童を対象に預かりを実施する 直営のほか、概ね半数の箇所を社協等に運営委託 (対象)市内の小学1年生～6年生	A	○	事業の充実に向け、指導員の資質向上に取り組む利用児童数が増加傾向にあり、指導員の確保が課題となっている	○	継続		
		■	福祉用具等の貸し出し	(概要)社協が保有する福祉に供する備品(福祉用具)を無料で貸し出し (対象)市内に住所を有し、かつ歩行が困難なもの、市内の学校、地域福祉の向上のために利用しようとする団体等	A	○	車いす・体験用具は主に学校での福祉学習で使用され、レクリエーション用具はサロン等地域のつどいの場で活用されている。昨年度に比較して車いす、レク用具は貸し出し数が増えた。	○	充実		
		■	おもちゃライブラリーへの助成	(概要)子どもたちが家族と一緒に楽しめる、おもちゃ図書館(貸し出し)を支援する (対象)春日・山南のおもちゃライブラリーグループ	A	○	春日、山南の2グループの活動の周知PRの支援も行っていく。	○	継続		
	(8)	■	福祉教育助成事業	(概要)市内の小・中学校が取り組まれている福祉教育を支援するため、1校あたり2万円を上限として助成	A	○	青垣地区で小学校統合のため、市内の小中学校数は29校となった。うち28校から申請があり、520,230円の助成を行った。(共同募金配分金)	○	継続	○	〔社協〕認定こども園等の助成については、助成金が真に必要なところに有効に活用されるよう、関係者から調査を行い、事業の方向性を決めていく。
		■	市内認定こども園等の助成事業	園児の健やかな保育を支援するため、保育活動に使用する備品購入や地域との交流を目的として助成を行う	A	○	市内の保育園、認定こども園11園に対し、878,000円の助成を行った。(対象園児数は1,750名)(共同募金配分金)	○	継続		
	(9)	■	出張ふくし教室	(概要)福祉について地域の方と一緒に学び、福祉に関する市民の理解を深める (対象)自治会や団体、グループ等	A	○	開催依頼があった時に、各支所とも生活支援サービス体制整備事業の説明、認知症予防に関する事柄について、積極的に呼びかけを行うことができた。職員のスキルアップについて、研修を行い認知症予防ゲームを習得し地域で提供することができた。	○	充実	○	〔社協〕社協職員が地域に出向いて、地域福祉や介護保険の現状をPRすることは地域福祉を進めていくことにおいて必要である。今後も市民の希望や、今聞いていただきたいことなどメニューを増やして対応していく。
		■	出張介護教室	(概要)職員が地域に出向き在宅介護の教室を開催。実演や体験を通じて分かりやすく説明し、アドバイスする (対象)校区	A	○					

基本目標1 お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます (認めあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体			事業視点評価(H29)				施策視点評価						
		社協	市	事業名	事業内容	進捗状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容			
3 まちづくりの推進 ユニバーサルデザインの推進	(10)	■	兵庫県福祉のまちづくり条例	特定施設(公益的施設、共同住宅等の施設、公共施設)、小規模購買施設等の施設、公共車両及び住宅が、高齢者等にとって安全かつ快適に利用できるものとなるよう整備基準を定め、基準への適合を審査・検査するため、一定の施設に対し、建築等の際の届出・通知の義務づけ	A	○	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、適切な助言・指導が出来ている	○	継続	○	[社会福祉課] 引き続き県条例に基づき高齢者等に配慮した指導等を行う。				
				(主旨)おでかけサポート事業の実施 (概要)通院等の際等に無料で送迎 社協に運営委託 (対象)市民税非課税者であり外出時に介助及び支援を要する要介護者及び障がい者 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市福祉送迎サービス事業実施要綱	A	○	おでかけサポート利用者に通院等の移動支援をした。 (平成29年度利用件数:5,251件)	○	継続	○	[障がい福祉課] 障がい者の移動・交通手段の充実については、一定の評価を受けているが、デマンドタクシーなどの交通手段が充実してきた中、今後の支援体制についての検討を要する。				
				(主旨)障がい者、障がい児移動支援 (概要)障がい者、障がい児が個別又はグループで移動する際の支援の実施 (対象)障害福祉サービスを提供している障がい者 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市移動支援事業実施要綱	A	○	申請された対象者に個別又はグループでの移動支援をした。(平成29年度利用件数:387件)	○	継続						
4 権利擁護の推進	(12)	■	障害者日常生活用具費支給事業	(主旨)日常生活用具費支給 (概要)1回限り住宅改修費用の一部を助成(限度額:200,000円)他 (対象)下肢、体幹機能障害者 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市障害者日常生活用具費支給事業実施要綱	A	○	申請された対象者に住宅改修費の一部を助成した。 (平成29年度助成件数:1件)	○	継続	○	[障がい福祉課] 日常生活用具費用の一部助成により、今後も障がい者の暮らしやすい環境をつくる必要がある。				
				①成年後見制度等の利用支援の普及	(13)	■	成年後見制度利用支援事業	(主旨)成年後見制度利用助成 (概要)審判の請求費用及び成年後見人等の業務報酬に対する補助を行う (対象)成年後見制度利用が必要な認知症等判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者で、資産等が無い方 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、介護保険法、地域支援事業実施要綱、丹波市成年後見制度利用支援事業実施要綱	A	○	第6期介護保険事業計画に沿って、関係機関にパンフレットを配布したり、出前健康教室を実施する等、成年後見制度の普及啓発をおこなった。また、成年後見制度が必要な高齢者に対して、随時相談に応じる等、利用促進を図っている。	○	継続	○	[介護保険課] 成年後見制度が必要な高齢者に対して、報酬補助を行うことにより支援ができた。
								②日常生活自立支援事業の実施	(14)	■	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	(主旨)金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどが困難な方を支援 県社協より運営委託 (対象)認知症や障がいにより、判断能力に不安がある方で、なおかつ、本人のサービス利用意志が確認できる方	A	○	社協本所だけではなく、支所にも専門員を配置して相談や支援に対し迅速に対応できるよう体制整備を行った。 そのことで特に事務的な面での煩雑さを解消する方向に動けた。
■	相談支援事業	(主旨)障がい者の一般的な困りごとを相談支援専門員等が相談に応じる。 (概要)障害者相談員等による相談の他、相談支援事業所に委託し専門的な相談を受ける事業を実施 (対象)障がい者本人または、家族等 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例	A	○	障がい者からの相談を受け、必要に応じて支援を行った。	○	継続					○	[障がい福祉課] 障がい者の自立を支援するための継続した相談支援が必要である。		